

○多良木町乳幼児等医療費助成に関する規則

平成4年6月18日多良木町規則第19号

改正

平成11年3月18日規則第5号
平成13年12月20日規則第4号
平成19年4月1日規則第8号
平成20年3月10日規則第6号
平成25年3月29日規則第9号
平成27年9月18日規則第12号
平成27年12月28日規則第19号

多良木町乳幼児等医療費助成に関する規則

(認定申請及び受給資格付与)

- 第1条** 多良木町乳幼児等医療費助成に関する条例（平成4年多良木町条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき受給者の認定を受けようとする者は、乳幼児等医療費受給者証交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- (1) 医療保険証（医療保険各法による被保険者証、受給資格者証及び組合員証をいう。）
 - (2) 保護者のうち乳幼児等の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）の所得状況を明らかにする書類
 - (3) 乳幼児等の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯以外の世帯に属する主たる生計維持者を含む。）が市町村民税を課されていない場合は、その旨を証明する書類
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定に関わらず、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、その添付を省略することができる。
- 3 受給資格は、町長の認定した日から取得するものとする。

（登録及び受給者証）

- 第2条** 町長は、前条の規定による受給者の認定をしたときは、乳幼児等医療給付台帳（別記第2号様式）に登録を行い条例第5条第2項の規定に基づく乳幼児等医療費受給者証（別記第3号様式）を交付するものとする。ただし、受給者台帳に記載すべき事項を電子計算機により確實に記録し、これを適正に管理及び利用することによって、事務を支障なく行い得るときは、受給者台帳の作成を省略することができる。

（支給の申請）

- 第3条** 条例第6条の規定による支給を受けようとするときは、乳幼児等医療費助成申請書（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、医療機関を通して提出する場合は、乳幼児等医療費請求書によるものとする。
- 2 前項の申請は、当該月分を翌月20日までに行わなければならない。

（支給額の決定）

- 第4条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ支給額を決定し、当該申請者に支給するものとする。ただし、却下のものには乳幼児等医療費助成申請却下通知書（別記第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（届出の義務）

第5条 受給者は条例第7条の規定によりその資格を喪失したときは、速やかに、乳幼児等医療費受給者証を町長に返還しなければならない。

- 2 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、乳幼児等医療費受給資格変更届（別記第6号様式）を町長に提出しなければならない。
- (1) 加入している医療保険証に変更があったとき。
 - (2) 支給対象の住所に変更があったとき。
 - (3) 受給者に変更があったとき。
 - (4) その他届出事項に変更があったとき。

（受給者証の再交付申請書）

第6条 受給者証を破損し、又は亡失したことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、乳幼児等医療費受給者証再交付申請書（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（不正利得の徴収）

第7条 町長は、詐欺、その他不正の行為により、医療費の支給を受けたものがあるときは、国税徴収法（昭和34年法律第147号）の例により、その者からその支給を受けた額に相当する金額又はその一部を徴収するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日以後の診療に係る医療費から適用する。
- 2 多良木町0才児医療費補助に関する規則（昭和49年多良木町規則第3号）は、廃止する。

附 則（平成11年3月18日規則第5号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月20日規則第4号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第8号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月10日規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第9号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月18日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の多良木町乳幼児等医療費助成に関する規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の多良木町乳幼児等医療費助成に関する規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年12月15日多良木町規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第1条関係）

第2号様式（第2条関係）

第3号様式（第2条関係）

第4号様式（第3条関係）

第5号様式（第4条関係）

第6号様式（第5条関係）

第7号様式（第6条関係）